

環境事業団から新組織への業務移管について

この度の第156国会において、日本環境安全事業株式会社法及び独立行政法人環境再生保全機構法が成立いたしましたことにより、環境事業団の業務は平成16年4月から以下のように新しい法人にそれぞれ承継されることになりました。

環境事業団

- ・ 建設譲渡事業 → 廃止
- ・ 廃棄物処理技術開発事業 → 廃止 (平成14年度より環境省が相当する事業を実施)

特殊会社：日本環境安全事業株式会社

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業 → ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業 (PCB基金) → 環境情報提供
- ・ 環境浄化機材貸付 → 環境浄化機材貸付
- ・ 環境浄化機材貸付 → その他業務

独立行政法人環境再生保全機構

- ・ 最終処分場維持管理積立金管理 → 最終処分場維持管理積立金管理
- ・ 民間活動支援事業 (地球環境基金) → 民間活動支援事業 (地球環境基金)
- ・ 債権管理回収 → 債権管理回収
- ・ 環境情報提供 → 移行前に開始された建設譲渡事業の実施 (経過措置。事業の終了 (平成18年度目途) まで)

公害健康被害補償予防協会

- ・ 公害健康被害補償業務 → 公害健康被害補償業務
- ・ 公害健康被害予防業務 → 公害健康被害予防業務
- ・ その他業務